December, 2026

THY
Taiwan International
Law Offices

NEWSLETTER

台日 AI 新法比較
—AI ガバナンスの枠組み—

AI 技術の急速な発展に伴い、AI が企業経営や社会生活に及ぼす影響はますます拡大している。AI の発展がもたらす機会とリスクに対応するため、台湾では 2026 年 1 月 14 日に「人工知能基本法」が公布され、日本においても 2025 年 9 月 1 日より「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」が全面施行された。本稿では、台湾と日本の AI 法制の主な内容を紹介するとともに、その両法制について比較する。

一、 台湾と日本の AI 法制の基本的な枠組みと内容

（一） 台湾の「人工知能基本法」

台湾では、AI の研究開発及び産業発展の促進、安全な AI 利用環境の構築、国民の基本的権利の保障並びに社会の持続可能な発展の促進を主な目的として、2026 年 1 月 14 日に「人工知能基本法」が公布された（第 1 条）。同法では、AI の発展及び利用にあたっては、**人間の自主性、プライバシー保護及びデータガバナンス、サイバーセキュリティ及び安全性、透明性及び説明可能性、公平性及び差別の禁止**、並びに**説明責任など**の原則に配慮することが求められている（第 4 条）。また、政府は、AI による重大な危害、差別又は情報のミスリードを回避するとともに、ハイリスク AI に対してより厳格な管理、表示及び責任に関する規範を整備することとされている（第 5 条）。全体として、人工知能基本法は特定の AI 技術や利用場面を対象として詳細な規制を定めたものではなく、主に AI ガバナンスの基本的な枠組みを構築するものである。企業が実際に生成 AI を活用する際には、尚も個別の案件に応じて、関連する個人情報や知的財産などの既存の法令及び今後策定される各分野の具体的な規制も踏まえて判断する必要がある。

（二） 日本の「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」

日本では、2025 年 9 月 1 日より「人工知能関連技術の研究開発及び活用

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問い合わせ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

の推進に関する法律」（以下「AI 法」という）が施行された。AI 法は、AI 関連技術の研究、開発及び活用を促進するとともに、AI によって生じ得るリスクに対応することを主な目的としている。

AI 法の主な内容は、政府による AI イノベーション促進及び関連政策の確立が中心となっており、AI 基本計画の策定、AI 戦略本部の設置、研究開発の推進、人材育成、国際協力及び AI の適正な活用などの施策が含まれる。一方、企業が「活用事業者（事業活動において AI 技術を活用する事業者をいう）に該当する場合は、第 7 条に基づき相応の責務を負うこととなり、これには、事業効率化に向けた積極的な AI の活用及び政府が推進する関連施策への協力が含まれる。また、第 13 条では、政府に対し、AI の適正性を確保するための指針を定め、調査研究や情報提供などを通じて、AI の適正な活用を推進することが求められている。

（三） 台湾と日本の AI 法制の比較

台湾の「人工知能基本法」と日本の「AI 法」は、いずれも AI 技術の発展及び活用を促進すると同時に、AI がもたらすリスクへの対応を主な方向性としており、AI の様々な利用場面に対して直接的に詳細な規制を定めるのではなく、AI ガバナンス全体の枠組みを構築する立法手法を採用している。両者の相違点としては、以下の点が挙げられる。まず、**台湾は、AI ガバナンスの原則及びリスク管理をより重視し**、プライバシー、サイバーセキュリティ、透明性、公平性及び説明責任などの原則を明確に定めるとともに、ハイリスク AI に対して相応の管理措置を講じることを求めている。これに対し、**日本は、AI 政策の推進及び産業発展をより重視し**、AI 基本計画及び AI 戦略本部の設置などの制度を通じて、AI の研究、開発及び適正な活用を推進している。**全体として、双方の法律はいずれも現時点では基本法の性質を有する立法である。**

二、 国際的な動向

台湾及び日本が現時点において基本法を中心とする規範モデルを採っているのに対し、EU の「AI Act」はより具体的なリスクレベル別の規制を採用している。AI をリスクの程度に応じて分類した上で、各類型に応じた義務を課しており、具体的には特定の AI 利用の禁止やハイリスク AI に対するより厳格な要件の設定などが含まれるほか、規定に違反した場合の罰則も設けるこ

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問い合わせ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

とで、AI に関する規制の遵守を強制的に確保している。このように、国際的な AI 法制度はいずれも AI の発展とリスク管理の両立を方向性としているものの、その規制モデルには違いがみられる。今後、各国の AI 法制度が段階的に整備されていく中で、企業は現行の法令だけでなく、AI 法制度及び関連規制の動向にも継続的に注視していく必要がある。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問い合わせ下さい。